

行政経営計画書（総括表）

[illegible]

令和 6 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-1-4-(3)
事業名	環境保全対策事業		

■基礎情報

目的	町内環境の維持、向上を図るため水質・大気をはじめとした環境衛生の向上を図る。		
事務内容	・ 狂犬病予防業務 ・ 公害対策業務	・ 環境保全対策関係補助金交付業務 ・ 愛北広域事務組合（火葬場）関係業務	
現在における経過又は課題	①雑草繁茂の問題については、速やかに土地所有者に対し、通知文書により草刈りなど土地の適正管理の対応をお願いしている。また、繁忙期で草刈りの依頼をしても早期の対応が取れない土地所有者に対しては、複数の地元造園業者を案内し、速やかな対応をお願いしている。 一方、通知文書により土地の適正管理の依頼をしているが依然として改善されていない土地も一部ある状況にある。		
	②狂犬病予防注射の未接種犬については、室内犬の普及などで咬傷事故の心配もないことから狂犬病に対する飼い主の意識が低下していると思われる。 例年、狂犬病予防注射月間終了後に、未接種犬の飼い主に対し接種依頼を行い、適正飼育を呼びかけているが、未だ一定数、未接種犬の飼い主がいるため、より効果的な時期に狂犬病予防接種の再依頼を行う必要がある。		
	③住宅用地球温暖化対策設備設置費の蓄電池の補助金について、令和 6 年度から県の補助基準額が増額になるが、同補助金と連動した町の補助基準額は増額していない状況にある。 【令和 4 年度申請件数】 定置用リチウムイオン蓄電システム25件、一体的導入（蓄電池）10件 【令和 5 年度申請件数】 定置用リチウムイオン蓄電システム23件、一体的導入（蓄電池）8件		
令和 6 年度の目標又は改善策	①雑草繁茂の問題については、従来通り速やかに土地所有者に対して通知文書を出して草刈りなどの土地の適正管理の対応をお願いし続けていく。また、依然として改善されない土地所有者に対しては、訪問を行い、直接、対応を求めていく。		
	②狂犬病予防注射接種については、引き続き広報誌やホームページなどで予防注射の必要性をアピールしていく。また、未接種犬の飼い主に対しては、獣医師から狂犬病予防注射の 4 半期報告後にあたる 7 月と 1 0 月を目途に狂犬病予防注射接種の依頼を行い、適正飼育の向上を図っていく。		
	③住宅用地球温暖化対策設備設置費の蓄電池の補助金について、県の補助基準額の増額に連動し先んじて市町村の補助金額を増額した近隣市町の動向等を調査し、検討を進める。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第 1 節	環境保全					
成果指標	・ 住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金利用累計件数（実績値は太陽光発電設備の件数のみ） ・ 令和 4 年度から蓄電池などの単独の付属設備に対する補助金を新設した。							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
	412件	605件	615件	628件	639件	646件	672件	685件

成果指標	アダプトプログラム登録数							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
	31	33	33	33	34	34	37	38

成果指標	狂犬病予防接種率							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
	83.30%	80.10%	81.10%	80.40%	72.80%	82.90%	87.40%	88.00%

■3年間の目標

目標								
項 目（単位）				R4実績	R5目標	R6目標	R7目標	R8目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	住宅用太陽光発電システムや燃料電池などの設置に対する補助を継続的に実施し、地球温暖化防止に向けた取り組みを幅広く周知し意識の拡大を図る。
R8年度	清潔で美しく豊かな生活環境を保つため、アダプトプログラムやクリーンアップ活動、ごみゼロ運動への住民や企業等の参加を促し、住民等自らによる環境美化の取り組みの拡大を図る。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	狂犬病予防注射（集合注射に伴う案内状発送、注射受付事務等）各地区集会場など
5	町内ごみゼロ運動、五条川・合瀬川・矢戸川クリーンアップ活動
6	町内水質調査（通水期）
8	五条川自然塾
8	スズメバチ駆除補助金交付事務
8	町内地下水調査（通水期）
8	町内大気測定
12	町内水質調査（渇水期）
2	町内大気測定
2	町内地下水調査（渇水期）
通年	公害等の苦情処理、住宅用地球温暖化対策設備設置費補助金交付事務 狂犬病予防事務（犬の登録・注射済み証交付）、地域猫活動支援補助金交付事務

■目標又は改善策に対する取組内容

■評価

令和 6 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-2-1-(3)
事業名	廃棄物処分事業		

■基礎情報

目的	廃棄物を適正処理することにより、町内環境の向上を図る。		
事務内容	・不法投棄防止業務 ・可燃ごみ処理委託業務 ・埋立てごみ処理委託業務	・新ごみ処理施設建設関係業務 ・江南丹羽環境管理組合関係業務	
現在における経過又は課題	①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板や迷惑行為である旨を訴える看板を設置し、不法投棄されにくい環境づくりに努めているが、決定的な解決には至っていない状況にある。また、適正処理困難物（タイヤ、消火器、テレビ等）の不法投棄がある不燃物集積場に対しては、違法であることを周知した写真入りの看板を設置し注意喚起をした結果、一定の効果は見受けられた。今後も、不法投棄の投棄者が判明した場合は、引き取り及び適正処理の依頼をするとともに不法投棄防止看板等により注意喚起をし不法投棄対策に取り組んでいく必要がある。		
	②家庭系可燃ごみについては、広報誌などでごみを増やさない工夫や分別により可燃ごみの排出抑制に努めよう周知を行っている。また、事業系可燃ごみについては、排出量の多い事業所に対し「事業系ごみ処理の手引き」を配布し、廃棄物の適正処理を周知している。その結果、令和 5 年度は前年度対比、全体の可燃ごみの排出量が 4 % 減少した。しかしながら、今も可燃ごみに多く混在している雑紙やプラスチック類の分別をさらに進めるとともに、生ごみの水切り等と呼びかけ可燃ごみの減量に努める必要がある。 食品ロス削減については、重要性をアピールするため、10 月の「食品ロス削減月間」に合わせ、フードドライブ活動を開催し、食品ロス啓発ポスターを掲示したり「家庭でできる食品ロスの取り組み」のリーフレットを配布し、広く周知を図っている。今後は町内事業所に対し、可燃ごみの排出抑制依頼と合わせ、フードドライブ活動の取組みを呼びかける必要がある。		
	③可燃ごみの散乱被害については、可燃ごみボックスを貸与し設置することで、カラスやネコからの被害に対し対策を行っており、令和 4 年度は 16 カ所、令和 5 年度は 11 カ所設置することが出来た。依然として散乱被害に遭う場所については、積極的に可燃ごみボックス設置のアピールを行い、地域住民の協力や土地（設置場所）の提供等、更なる協力依頼や普及促進に努める必要がある。		

令和6年度の 目標又は 改善策	①不法投棄が続く場所には不法投棄防止看板や迷惑行為である旨を訴える看板を設置するとともに、状況を見て警察署へ被害届を提出し、パトロールの強化を依頼していく。また、不燃物集積場に投棄された適正処理困難物は、すぐに回収せず、写真入りの看板等で違法であることを周知し、注意喚起していく。 なお、不法投棄された場合には投棄者が特定されるようなものがないか確認し、投棄者が特定できた場合には、引き取り及び適正処理の依頼を行うとともに悪質な場合は警察へ通報する。
	②家庭系可燃ごみについては、引き続き広報誌などで可燃ごみの排出抑制や分別周知を図っていく。また、事業所に対しては、一般廃棄物許可業者を通じ、「ごみ処理の手引き」などの冊子を事業所に配付し、ごみの発生抑制、再生利用等、ごみの減量化に向けた周知を図っていく。 食品ロス削減については、10月の「食品ロス削減月間」に合わせ、フードドライブ活動を行う。また、本町が行うフードドライブ活動は、食料の支援を必要とする人へ支援する貧困対策施策が主目的ではなく、あくまで食品ロス（直接廃棄、食べ残し、過剰除去）削減が主目的である旨の周知を改めて図り、日頃から食品ロスを削減する意識を持ってもらうよう啓発する。
	③ゴミの散乱被害が多いところには、被害対策のアドバイスに加え、可燃ごみボックスを設置していただくよう案内し、散乱被害対策を行い、効率的なごみ収集を目指す。

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第 1 節	環境保全					
成果指標	廃棄物不法投棄処理件数							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
	13件	36件	61件	58件	68件	42件	9件	8件

■3年間の目標

目標						
項 目（単位）			R4実績	R5目標	R6目標	R7目標

■2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	新ごみ処理施設建設に係る協議及び新ごみ処理施設建設に伴う江南丹羽環境管理組合解散に向けた協議について、関係市町と調整しながら進めていく。
R8年度	新ごみ処理施設建設に係る協議及び新ごみ処理施設建設に伴う江南丹羽環境管理組合解散に向けた協議について、関係市町と調整しながら進めていく。

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	可燃ごみ収集業務、埋立てごみ収集、運搬及び処理業務委託契約事務
通年	新ごみ処理施設建設関係業務（担当国会議、定例会等） 不法投棄防止業務 ごみ処理基本計画策定

■目標又は改善策に対する取組内容

--

■評価

--

令和 6 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-2-2-(3)
事業名	ごみ減量・資源化事業		

■基礎情報

目的	資源の分別を徹底することにより焼却ごみを減少させ、循環型社会の構築を図る。		
事務内容	・ごみ減量・資源化施策の企画・立案 ・資源リサイクルセンターの管理、運営	・有機資源保管所の管理、運営 ・生ごみ堆肥化事業	
現在における経過又は課題	①可燃ごみの減量については、広報誌で分別周知を呼びかけ、可燃ごみの減量に努めており、徐々にではあるが、一人一日あたりの家庭系可燃ごみの量は、減少している。しかしながら、依然として可燃ごみの中には、資源化可能なごみの混入が見受けれるため、さらなる資源化の促進が必要である。 事業系可燃ごみについては、江南丹羽環境管理組合で行う組成調査から分別が出来ていない事業所に対して訪問による指導をしている。		
	②豊田有機資源保管所の管理室には冷房機器が無いため、熱中症対策が不十分であり、従事者や利用者の体調が悪くなった場合の対応が取れない状況にある。 これまで、大型扇風機で暑さ対策を取っていたが、令和5年度の長期間に渡る酷暑日を考慮すると熱中症対策のため管理室の設備の改善を行う必要がある。		
	③生ごみ処理機器購入補助金について、平成10年度から補助金制度事業で、ごみの減量化や堆肥化による資源化の促進を図ってきたが、補助対象機器が町内の販売店で購入した「生ごみ処理機器」に限っている。近年、町内の取扱店舗が減少しており、補助金制度の利用者が減少しているため、利用者を増やし、ごみの減量化や堆肥化の促進されるよう要綱の見直しが必要である。		
令和6年度の目標又は改善策	①可燃ごみの減量については、最も多く混在している雑紙やプラスチック類の分別を行うよう、引き続き広報誌などで呼びかけ、可燃ごみの減量と資源化に努めていく。 事業所に対しては、江南丹羽環境管理組合で行われる可燃ごみの組成調査結果を基に、分別の出来ていない事業所に対し訪問による指導を行い、併せて資源ごみ集団回収助成金の案内もしていく。また、売れ残りなどの食品ロスや食品残渣についても、啓発し資源化をお願いしていく。		
	②豊田有機資源保管所の熱中症対策として、管理室に冷房機器を設置し、酷暑日でも十分体調管理ができる職場環境と、体調を悪くされた利用者が休息できる管理室として整備をする。		
	③生ごみ処理機器購入補助金制度については、町内の販売店で購入した「生ごみ処理機器」とした経緯などの確認を踏まえたうえで、町外の販売店で購入した機器も対象とすることや、処理機器の種類を幅広く対象とするなど、ごみの減量化や堆肥化の促進に繋がる要綱の見直しを行う。		

■第 7 次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第 1 節	環境保全					
成果指標	1人 1 日あたりの可燃ごみ排出量（家庭系）							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
	387g	384g	383g	379g	347g	363g	345g	344g
	/人・日	/人・日	/人・日	/人・日	/人・日	/人・日	/人・日	/人・日

成果指標	リサイクル率							
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値
	38.0%	33.3%	30.9%	31.8%	31.7%	32.4%	38.9%	39.0%

■ 3 年間の目標

目標						
項 目（単位）			R4実績	R5目標	R6目標	R7目標

■ 2 年後、3 年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R 7 年度	分別収集の徹底や資源回収の拡大・定着化のための具体的な方策の検討及び実施、環境配慮型の製品や再生品の使用促進などに努める。
R 8 年度	事業所から排出される生ごみや古紙類について、民間再生資源業者等を活用した資源化を促す

■作業工程（当該年度）

月	作 業 内 容
4	廃棄物減量等推進員分別説明会開催 大規模事業所、大規模小売店舗からごみ減量計画書提出 必要に応じヒヤリングの実施 令和 6 年度一般廃棄物処理計画の告示 資源物等収集委託契約の締結 各月廃棄物収集量の把握
2	令和 7 年度一般廃棄物処理実施計画の策定
3	令和 7 年度各種委託契約の準備
通年	焼却ごみ減量（事業者、地域）に向けての周知・依頼等

■目標又は改善策に対する取組内容

■評価

令和 6 年度 事業別行政経営計画書

所属名	まちづくり部環境対策室	予算科目	4-2-3-(3)
事業名	し尿処理事業		

■基礎情報

目的	浄化槽等の適切な維持管理を啓発することにより、町内環境の向上を図る。		
事務内容	・し尿汲み取り助成金事業 ・愛北広域事務組合関係業務	・し尿汲み取り委託業務 ・浄化槽清掃業許可業務	
現在における経過又は課題	① 10月の浄化槽強化月間にあわせ、広報誌に浄化槽の適切な維持管理（法定検査、保守点検、清掃の義務及び必要性など）についての記事を掲載するとともに役場ロビーにおいて啓発グッズを配布しPR活動を行っているが、依然、法定検査を受けていない浄化槽があるため、従来以上にPRを行う必要がある。 令和4年度、法定検査受検率16% 令和3年度、法定検査受検率15.5% 令和2年度、法定検査受検率14.9% ② 汲み取りや単独浄化槽に起因する悪臭や排水に関する苦情があった場合は、原因者宅を訪問し、改善するよう指導をするとともに、下水道供用開始区域の場合は下水道への接続を促すよう促した。		
令和6年度の目標又は改善策	① 浄化槽の適切な維持管理（法定検査、保守点検、清掃の義務及び必要性など）については、強化月間以外にも広報誌や啓発グッズの配布などを通じて啓発を行う。 ② 汲み取りや単独浄化槽に起因する悪臭の苦情については、設置者に原因の状況を確認していただいたうえで、速やかに改善していただき、苦情原因の早期解消に努める。 また、下水道供用開始区域であれば建設課（下水道グループ）と連携し、下水道への接続を促す。		

■第7次大口町総合計画に定める事項

総合計画の 体系	基本目標	第 5 章	未来へと引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する					
	基本政策	第 1 節	環境保全					
成果指標								
	H26実績値	R1実績値	R2実績値	R3実績値	R4実績値	R5実績値	R6目標値	R7目標値

■ 3年間の目標

目標	浄化槽を正しく管理して、将来にわたり安心安全で豊かできれいな水環境を守る。				
項目（単位）	R4実績	R5実績	R6目標	R7目標	R8目標

■ 2年後、3年後の主な計画

年度	計画内容及び改善策等
R7年度	浄化槽強化月間に併せ単独処理浄化槽から合併処理浄化槽及び下水道への切り替えを促す。
R8年度	合併処理浄化槽法定検査受検率を伸ばす

■ 作業工程（当該年度）

月	作業内容
9	広報おおぐち10月号に「浄化槽強化月間」として、浄化槽の適切な維持管理に関する記事の掲載 9月24日から10月1日までの環境衛生週間の期間中、広報誌で浄化槽の適切な維持管理を呼びかける
通年	し尿汲取助成金の交付関係事務 愛北クリーンセンター搬入計画の策定

■ 目標又は改善策に対する取組内容

--

■ 評価

--